

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、こどもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。このような取組にも関わらず、令和 5 年には全国の合計特殊出生率が 1.20 と統計上過去最低となり、出生数も 727,277 人と過去最少となりました。

また核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもへの貧困の連鎖など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、このようなこどもと子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和 4 年 6 月に公布、令和 5 年 4 月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和 5 年 12 月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

浜田市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 3 月に「浜田市次世代育成支援行動計画」を引継ぎ、「第 1 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」を策定、また、令和 2 年 3 月には、幼児教育・保育の無償化などの施策と共に、「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、こども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」が、令和 6 年度で計画期間が満了となることに伴い、こども・子育て環境の変化や浜田市の現状を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困対策計画」及び「第 3 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「浜田市こども計画」を策定します。

※浜田市こども計画における表記について

「こども」：法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「こども」と表記します。

「障がい」：法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「障がい」と表記します。

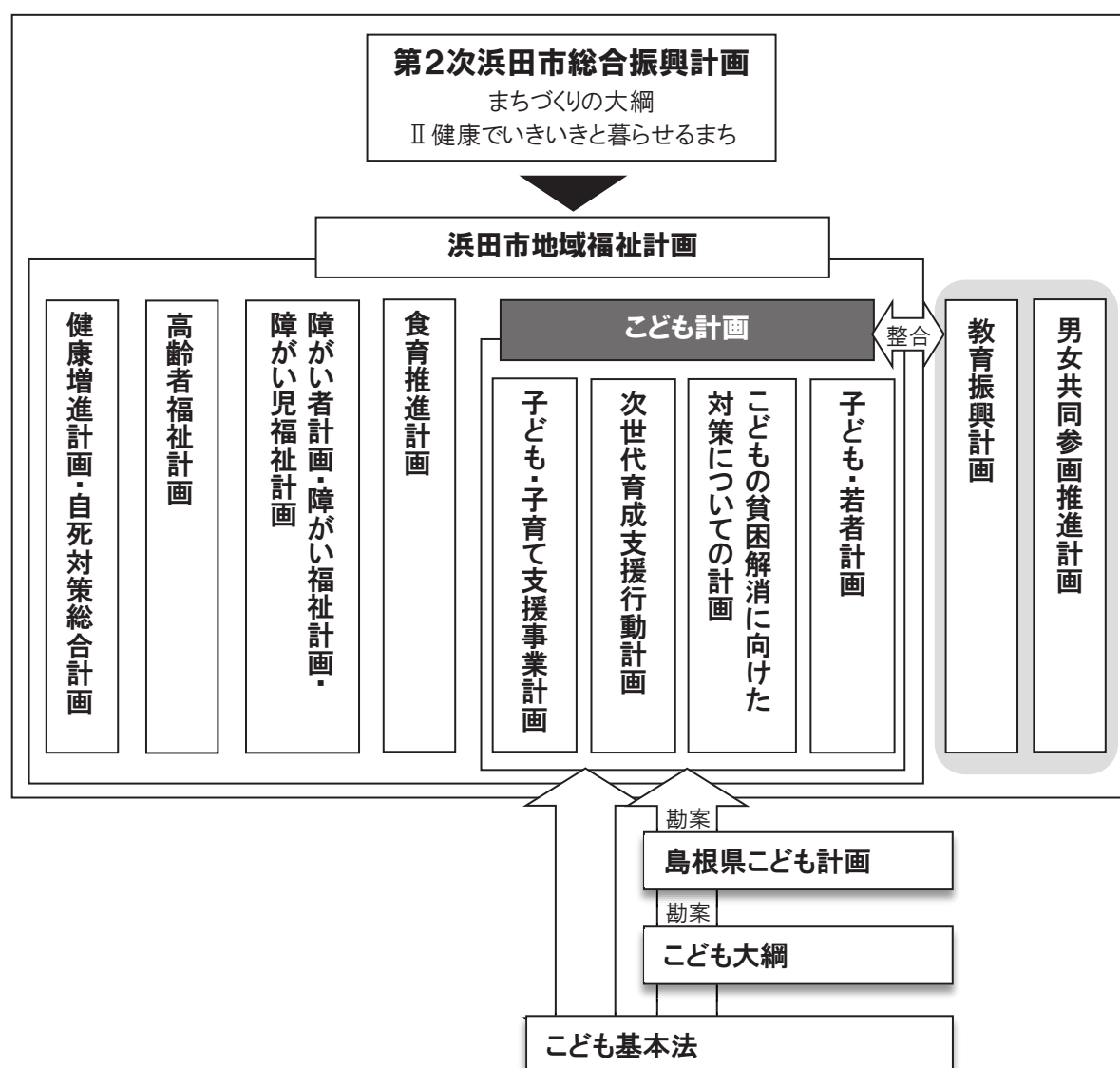
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱及び島根県こども計画を勘案し、策定する市町村こども計画で、本市のこどもと子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく市町村計画及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく市町村計画にも位置づけ一体的に策定します。

策定にあたっては、上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図ります。

加えて、令和5年12月にこども家庭庁、文部科学省から示された「放課後児童対策パッケージ」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容が定められているため、本計画の中で定めていきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)								
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
第2期浜田市子ども・ 子育て支援事業計画	浜田市こども計画 (第3期浜田市子ども・子育て支援事業計画)							
						見直し・ 次期計画策定	次期計画	

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、浜田市子ども・子育て会議の機能を担う浜田市保健医療福祉協議会において出た有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、重要事項や詳細な項目については、浜田市子ども・子育て支援専門部会にて協議し、保健医療福祉協議会との調整・連携を図りました。

また、市民向けのアンケート調査により把握した、子育てを取り巻く状況や子育て支援に関するニーズに加え、子育て支援団体や事業所へのヒアリング調査等により、現場の職員が認識する課題や今後のサービス意向を把握し、計画策定への基礎資料としました。また、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

■策定体制イメージ図

